

議案第6号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しをこれに対応する改正後欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しのように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>並びに大阪市住宅供給公社をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社（以下「本市が単独で設立した地方独立行政法人等」という。）</u>の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、<u>地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という。）</u>並びに大阪市住宅供給公社をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（<u>本市が設立した地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社（以下「本市が設立した地方独立行政法人等」という。）</u>の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑</p>

公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

〔(1) 略〕

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

〔(3)～(7) 略〕

(本市が単独で設立した地方独立行政法人等

誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(公文書の公開義務)

第7条 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

〔(3)～(7) 同左〕

(本市が設立した地方独立行政法人等に対す

に対する審査請求)

第16条の2 本市が単独で設立した地方独立行政法人等がした公開決定等又は本市が単独で設立した地方独立行政法人等に対する公開請求に係る不作為について不服があるものは、本市が単独で設立した地方独立行政法人等に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

(出資等法人の情報公開)

第34条 実施機関（大阪市住宅供給公社を除く。）は、本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員の派遣等を行っている法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等の実施に努めなければならない。

[2 略]

附 則

[1～8 略]

（本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置）

9 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている第5条の規定に

る審査請求)

第16条の2 本市が設立した地方独立行政法人等がした公開決定等又は本市が設立した地方独立行政法人等に対する公開請求に係る不作為について不服があるものは、本市が設立した地方独立行政法人等に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

(出資等法人の情報公開)

第34条 実施機関（大阪市住宅供給公社を除く。）は、本市又は本市が設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員の派遣等を行っている法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等の実施に努めなければならない。

[2 同左]

附 則

[1～8 同左]

（地方独立行政法人の成立に係る経過措置）

9 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている第5条の規定による公

<p>よる公開の請求で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものは、当該地方独立行政法人に対する同条の規定による公開の請求とみなす。</p> <p>10 前項に規定するもののほか、<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>[11～20 略]</p>	<p>開の請求で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものは、当該地方独立行政法人に対する同条の規定による公開の請求とみなす。</p> <p>10 前項に規定するもののほか、<u>本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>[11～20 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人天王寺動物園の設立に伴い、同法人を実施機関とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。